

「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成21年10月1日施行）」について

京都府山城北保健所 環境室

【定義】

土砂とは	土砂等とは	埋立て等とは
土 岩石 砂 砕石 など	土砂 土砂に付着したもの 土砂に混入したもの 注) 廃棄物を除く	埋立て 盛土 たい積 仮置き（保管） など

廃棄物混じりの土砂や汚泥処理物（廃棄物に該当するもの）等を用いた埋立て等を行った場合、廃棄物の不適正処理となります。

建物建築等のために一時的に掘削し従前の地形に復元する場合を含みます。

重要

条例の規制 2本柱

- 1 埋立基準に適合しない土砂等を用いた埋立て等の禁止
- 2 3,000m²以上の埋立て等を行う場合は許可が必要

禁止されています！

埋立基準に適合しない土砂等を用いた埋立て等

規模の大小、行為者のいかに問わず、禁止されています。
例外：同一区域内において発生した土砂等のみを使用する場合は適用除外。

【埋立基準】 土壌環境基準の溶出基準と同じです（26項目）

項 目	基準値 (溶出基準)	項 目	基準値 (溶出基準)
カドミウム	≦ 0.01mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	≦ 0.04mg/L
全シアン	不検出	1,1,1-トリクロロエタン	≦ 1mg/L
有機リン	不検出	1,1,2-トリクロロエタン	≦ 0.006mg/L
鉛	≦ 0.01mg/L	トリクロロエチレン	≦ 0.03mg/L
六価クロム	≦ 0.05mg/L	テトラクロロエチレン	≦ 0.01mg/L
ヒ素	≦ 0.01 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	≦ 0.002mg/L
総水銀	≦ 0.0005mg/L	チウラム	≦ 0.006mg/L
アルキル水銀	不検出	シマジン	≦ 0.003mg/L
PCB	不検出	チオベンカルブ	≦ 0.02mg/L
ジクロロメタン	≦ 0.02mg/L	ベンゼン	≦ 0.01mg/L
四塩化炭素	≦ 0.002mg/L	セレン	≦ 0.01mg/L
1,2-ジクロロエタン	≦ 0.004 mg/L	ふっ素	≦ 0.8mg/L
1,1-ジクロロエチレン	≦ 0.02mg/L	ほう素	≦ 1 mg/L

3,000m²以上の土砂等の埋立て等

→ **要許可**

着工前に！

例外

- 同一敷地内の切土で生じた土砂等のみを使用して埋立て等を行う場合
- 発注者が国、地方公共団体など
- 運動場、駐車場、農地などの維持管理行為
- 亀岡市、城陽市、宇治田原町、京田辺市の土砂条例の許可を受けて行う埋立て等

各市町の土砂条例

	条例名	要許可の範囲
亀岡市	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例	$500\text{m}^2 \leq \text{事業区域} < 3000\text{m}^2$ 又は 切土区域が 500m^2 以上
城陽市	城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例	埋立て等面積が 500m^2 以上 又は 使用土量が 500m^3 以上
宇治田原町	宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	埋立て等面積が 500m^2 以上 又は 使用土量が 300m^3 以上
京田辺市	京田辺市土砂等による埋立等事業規制に関する条例	埋立て等面積が 500m^2 以上 注) 都市計画法、宅地造成等規制法等の許可を受けて行う埋立て等は対象外

だれが許可申請を行うのか？

土地の埋立て等を行おうとする方が、許可申請を行います。

例：土地造成を行う開発者

請負工事により土地の埋立て等を行う場合は、発注者が土地の埋立て等を行う方に該当します。

A開発（発注者）がB建設（元請け）に土地の造成を依頼し、C土木（下請け）が埋立て等を行う場合
→ 許可申請するのはA開発。

許可申請の流れ

周辺住民への周知

事前協議

【許可の基準】

- 土砂等が埋立基準に適合
- 施行計画が技術上の基準に適合
(土砂等の崩落や擁壁の崩壊の防止等の措置)
- 周辺地域の生活環境の保全及び災害防止のための基準に適合
(管理体制等)

許可申請

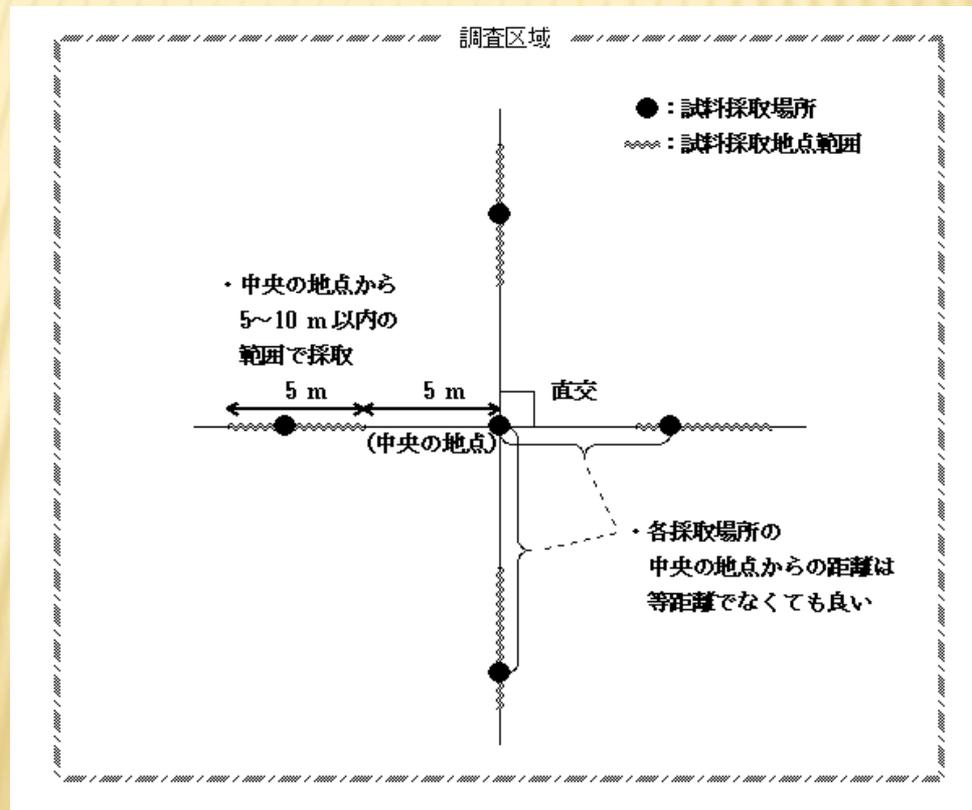
※新規許可申請手数料 58,000円

許可 (or 不許可)

土壌分析について

●採取方法が決められています

- ①土砂等の発生場所を3,000m²以内の区域に等分する
- ②等分した区域の中央を起点に、以下の図のように5地点から採取し、混合する



許可取得後に必要な手続き

変更許可の申請	埋立て等区域の面積、埋立て等に用いる土砂等が発生させる者、数量等に変更がある場合
軽微な変更の届出	変更許可に該当しない軽微な変更等をした場合 (30日以内)
着手の届出	土地の埋立て等に着手した場合(10日以内)
展開検査と報告	ダンプ等ごとに土砂等を展開して、目視検査。 展開検査結果を3ヶ月ごとに府へ報告。
土壌調査と報告	3ヶ月ごとに、埋立て等区域の土壌を調査。 調査結果を府へ報告。
完了等の届出	土地の埋立て等を完了、廃止、休止又は再開した場合

許可取得後に必要な維持管理

施工管理者の設置	適切に管理できる者
標識の掲示	埋立て等の場所に許可内容を記載した標識を掲示
帳簿の記載	搬入時刻・搬入者・車両、土壌の数量、展開検査の結果などを記録
書類の備付けと閲覧	帳簿、許可申請書・届出・報告書等の備置き。周辺住民の求めに応じて開示

	京都府土砂条例	土壤汚染対策法
許可・届出の対象	埋立て等面積3,000㎡以上	土地の形質変更の部分の面積の合計が3,000㎡以上 (切り盛りの別を問わず)
例外	<ul style="list-style-type: none"> ●同一区域内の土砂等のみを用いて行うもの ●発注者が国などの場合 ●駐車場などの維持管理行為 ●各市町の土砂条例許可を受けて行う工事 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●盛土のみの工事 ●次のすべてにあてはまる場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 土壤を当該土地の形質変更の対象となる土地の区域外へ搬出しない イ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質変更を行わない ウ 土地の形質変更に係る部分の深さが50cm以下 <p style="text-align: right;">など</p>
手続き時期	着工前に事前許可	着手する30日前までに、要届出
許可・届出する人	開発者・発注者など	開発者・発注者など

土砂等を発生させる者の責務

(条例第4条)

- ① 土砂等の発生を抑制するよう努めなければならない
→ 切土と盛土のバランスを考慮
- ② 不適正な埋立て等が行われることがないよう努めなければならない
→ 自ら発生させた残土の処分がどのように行われるかを発注者として確認